

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和7年7月18日

横浜市契約事務受任者  
下水道河川局長 遠藤 賢也

1 契約の概要

南部汚泥資源化センター送泥設備用破碎機緊急応急措置工事

2 履行（納品）場所

中区本牧十二天1-1

3 契約日

令和7年6月19日

4 履行日又は履行期間

令和7年6月19日から令和7年12月26日まで

5 契約金額

¥62,000,000.-（概算）

6 契約の相手方（名称及び所在）

月島JFEアクアソリューション株式会社 支店長 飯島 伸仁  
神奈川県横浜市中区相生町3-56-1

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

中部水再生センター磯子ポンプ場間に設置されている送泥管が、し渣による影響で閉塞し、送泥不能となり、汚泥処理に多大な影響を及ぼす恐れがあつたため、緊急に対応する必要がありました。

8 契約の相手方の選定理由

月島JFEアクアソリューション株式会社は、汚泥処理設備を製造、販売しており、且つ、工事に必要な資材を緊急に手配することが可能であり、本工事の施工能力を有した事業者です。「横浜市 下水道施設（主要機器）に関する災害時の応急措置の協力に関する協定」の締結団体の加盟事業者であり、本工事を緊急に施工できる体制を有している月島JFEアクアソリューション株式会社と随意契約を行いました。

9 所管課

下水道河川局南部下水道センター